

平成 29 年度 第 2 回焼津市自治基本条例推進委員会 会議録

日 時 平成 29 年 10 月 6 日(金) 14:00～17:00

会 場 市役所会議室棟 101 号室

出席者 ・焼津市自治基本条例推進委員会委員 8 人

委員 今井 邦人 (学識経験者)
委員 古川 譲治 (事業者の代表者)
委員 大石 智之 (事業者の代表者)
委員 青島 弘 (地縁コミュニティの代表者)
委員 岡本 喜美子 (公募により選出された市民)
委員 大石 光宏 (公募により選出された市民)
委員 関 富美子 (市長が特に必要と認める者)
委員 近藤 征夫 (市長が特に必要と認める者)

・(事務局) 渡辺 晃子 (市民部市民協働課長)
堀内 千穂 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主幹)
内田 有紀 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主任主査)
堀内 基 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主査)

欠席者 委員 兒玉 叔雄 (公益コミュニティの代表者)
委員 河村 直美 (公益コミュニティの代表者)

次 第 (1) 開 会

(2) 議事

- ・平成 29 年度第 1 回推進委員会の振り返り
- ・自治基本条例リーフレットについて
- ・まちづくり市民集会実行委員会の報告
- ・焼津市自治基本条例に関する市の取組
- ・「自治基本条例の見直しについてのご意見募集」における意見等のまとめ
- ・市民集会条例について

議 事

1 平成 29 年度第 1 回推進委員会の振り返り

- ・ 第 1 回焼津市自治基本条例推進委員会会議録により振り返り

2 自治基本条例リーフレットについて

- ・ リーフレット作成のための有志メンバーが集まり、内容を検討。有志メンバーで作った案は、その都度、他の推進委員にもメール等で確認した。
- ・ 三つ折りパンフレットの外側に、市民がやれることの例を記載し、市民に伝わりやすい内容とした。
- ・ 「現代社会が抱える問題」の中の「情報化社会」の表現について、再検討する。

3 まちづくり市民集会実行委員会の報告

- ・ 関委員より実行委員会の進行状況を説明
- ・ 「ミニ市民集会」について経過を事務局より説明

青島委員が自治会の会議にてミニ市民集会の開催について話をしてくれたが、開催時期としていた 10 月～11 月は公民館まつりや地域の祭りの時期と重なるため、実施は難しいとの回答だった。また、リーフレット作成で集まった有志メンバーの意見としては、今年度開催しなくても、開催方法等をもっと検討してからの方が良いのではないかという意見が出ている。

⇒今年度は開催できないが、ミニ市民集会の開催について、推進委員会として継続的に検討していく。

4 自治基本条例に関する市の取組

- ・ 資料に基づき事務局より説明
- ・ 事務事業マネジメントシートに自治基本条例に基づく取り組みの記入欄があるが活用されていないため、今後記入を促し、事業担当（部署）ごとに自治基本条例に向き合ってもらおう機会とする。

5 「自治基本条例の見直しについてのご意見募集」における意見等のまとめ

- ・ 推進委員に事前アンケートを行った結果をもとに、内容を検討。
- ・ 今回の検討結果を「自治基本条例の見直しに関する検討報告書」としてまとめ、市長に提出する。意見は 9 項目にまとまった。

<今井委員長>

- ・ 「条例の見直しに関する検討報告書」として皆さんの意見をまとめ、提出していきたいと考えている。あらかたの中身について今日話し合いをして決めていきたい。それを自分が素案としてまとめ、それについて委員の皆さんから意見をいただいたうえで、次回の委員会で報告書(案)を検討していきたいと考えている。

- ・大石(智)委員の意見（条例の見直し以前に、条項を実践できているか検証することが先）を受け、条例第 28 条第 2 項についてホームページを調べたが、これについて公表されてはいない。第 28 条第 2 項については実行するようにと検討報告書の中で言っていきたいが、何か意見はあるか。

（意見なし）

<今井委員長>第 2 条のまちづくりの定義を加筆してはどうかという意見について、皆さんの意見を伺う。

<古川委員>条文の改正とか加筆ではなく、今やられていること自体がどう機能しているのか。例えば、条例の周知が徹底されているのか、まだ不十分じゃないか。そういうことを提言として盛り込んでいくのがいいのではないか。

<今井委員長>条例の普及や市民への周知について市により注力してもらえよう働きかけていくということによいか。

（同意）

<今井委員長>まちづくりの定義については、まちづくりのニュアンスとしてマイナスをゼロに持っていくだけではなく、もっとプラスに持っていくというニュアンスを加えるという趣旨か。

<古川委員>絶対にこれでという訳ではない。それよりも条例の推進の不足や情報提供について考慮してもらいたいということ盛り込んだ方がいいと思う。

<大石智委員>まちづくりという言葉の定義について、ここを読むと課題解決をすることによってまちの魅力や活力を高めると読めてしまうが、よく考えればここは並列。書き方を変えればいいと思う。課題解決することと、まちの魅力を高めることを行うとすれば、古川委員の意見を網羅できるのではないか。

<今井委員長>「並びに」とか「ともに」という言葉に言い換えることで、よりまちづくりの定義をクリアにできると思うがどうか。

（同意）

<今井委員長>条例の位置付けについての意見。このような意見を持った理由を説明してほしい。

<関副委員長>市の基本的なことを決定するときは、自治基本条例に沿っているかを常に照らし合わせてもらいたい。そのためにはこの条例が最上位でないといけない。

<今井委員長>条例は横並びであるという前提での意見と受け取る。実際のところ、最高規範と書いた自治体が、日々の仕事の中で最高規範として位置付けているかは疑問を感じることもある。だとすると、条例の改定で文言を変えると効果的になるかといえば必ずしもそうではないと考える。むしろ、条例を活かそうという主体的意思の問題と捉えている。

<関副委員長>条例の改定までは望んでいない。ただ、そういう運用上のルールがあればいいと考えた。

<今井委員長>了解した。次に、議会基本条例という言葉が文言に加える必要があるかどうか、というご意見について。資料の焼津市議会基本条例の右上に平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号とある。施行が平成 26 年 4 月 1 日。事務局に事実関係を確認するが、焼津市自治基本条例は平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号ではなかったか。

<事務局>そうである。

<今井委員長>ただし、議会基本条例は交付制定即施行であったが、自治基本条例は周知期間を半年おき、平成 26 年 10 月 1 日に施行している。つまり、自治基本条例と議会基本条例は同じ日に議決されたということ。自治基本条例をつくっているときに議会基本条例は存在していなかったもので、先回りして書くことはできなかった。それと、市民会議の議論の中で、議会にはこうあってほしいという要点を絞り込んで書き出したのが、条例 11 条と 12 条の内容になっている。考え方としては、このままとするか、議会・議員に関することは議会基本条例に任せるということを自治基本条例に書く、という選択になる。その点についてはいかがか。

<岡本委員>条文を直すなら、議会基本条例ができてから文言として自治基本条例の条文に入れてもいいかなと感じたので意見として書いた。

<今井委員長>条例制定の経過を含めて、議会基本条例に触れてはどうかと問うということではいかがか。

(同意)

<今井委員長>第13条第4項の市長等（市長を除きます）の表現がわかりにくいというご意見について。

<岡本委員>市長等の定義は読み取ったが、余計にわからなくなってしまった。市民案の時にはなかった表現だと思う。

<今井委員長>市民案と最終的な条文が違ってくるのは仕方のないことだが、確かにこれは難しい。ちょっと難しい言い回しなのでわかりやすくできないか、という問いかけにはどうか。

(同意)

<今井委員長>第16条第3項に協働のルールを創ります、とあるができていいのかという問いかけについて。これはできていない。協働について最初は細かく書こうとしていたが、割とシンプルな内容になった。という中で、シンプルに描くけど、協働のルールとして何か作りましょうという形で考えた。推進委員会としては、点検した結果やっていないので、いい形でやってくださいと言う。ただしこれは、市に一方的につくってくださいと言うのではなく、市民も一緒につくらなければいけない。

<今井委員長>次に、協働によるまちづくりを進めるための人材の発掘及び育成について。今の条文の内容で困ることがあるかというふうに点検したときに、焼津市の協働の状況に照らし合わせると、例えばコーディネーター養成講座とか人材育成の機会はつくっているし、講座だけではなく実践の中で人材の育成を図っている。

<大石光委員>単純に、もう少し具体的に書いた方がいいかなと思ったのだが。

<今井委員長>協働のルールを創る中で、人材育成については特に重要視して検討しましょうという形ではいかがか。

<大石光委員>了承した。

<今井委員長>次に、23条の財政運営について。大石委員ご意見の説明をしてほしい。

<大石光委員>行財政改革の審議会をやった時に、単年度の検討はされているが長期的にみていないというものがあつた。税収もこれからどうなっていくかわからない中、将来展望がまずあつて、それに向かつてどうしていったらいいかを具

体的に考えた方がいいかと思い、中長期計画という言葉に入れ替えたかどうかと考えた。

<今井委員長>別な切り口として、自治基本条例の市民向けの説明書が焼津市にはない。説明書は必須のものではないが、今までのご意見を含め、市民向けの説明書みたいなものと言わんとすることや解釈、ご提案いただいたような中長期展望というような概念、考え方が必要だということを記述していく。そういう考え方はいかがか。

(同意)

<今井委員長>次に、公共施設について。これは内容を見ると公共施設ではなく都市計画。これも確認してみたが、国が主導して、現在、各自治体が立地適正化計画をつくっており、焼津市では、平成 28 年度から検討に着手しているが、基本的な調査の段階であり、まだ策定はされていない。ただし、都市計画マスタープランを含め、コンパクトシティを形成していくための取組はすでに焼津市でも始まっている。

<大石光委員>まだ、コンパクトシティの前段階で、私が思うようないわゆるコンパクトシティ、そこにはまだいっていないと聞いている。

<今井委員長>ちなみに、第 2 条で公共施設がとびぬけて書かれているのは、焼津市は公共施設の見直しについては先進的な取り組みが行われているということがある。焼津市らしい自治基本条例とするため、公共施設、津波防災に関することも特出しし、メリハリをつけている。だから、公共施設は他市にはないが焼津市の条例には載っているということがある。一方、都市構造づくりについても重要なことだから、焼津市は一生懸命注力していくべきだ、あるいは先進的な取り組みをしているので取り上げていくべきだ、というのはある。

<大石光委員>実際の問題として、条文の中でコンパクトシティを明文化するのは難しいのではないかと考えている。ここで意見を出したのは、自分の思いをとりあえずここに出すため。ただ、将来的なまちづくりを考えていくときに、コンパクトシティを文言に入れるかどうかは別として、こういうのを前提としてまちを形成していかないと、まちが大変なことになると考えている。

<今井委員長>皆さんのご意見は委員会として基本的に積極的に取り上げていきたい。趣旨として、都市構造の問題は将来に向けて非常に重要なので、自治基本条例に新たに位置付けることを検討してみないかということを入れてみるか。

<大石光委員>自治基本条例の中にこれを入れるかということもあるが、公共施設を今後検討していくに当たって、みんなが住みやすいまちをつくっていくということを考えた時に、まちのあり方の中で公共施設も検討していかなければならないのではないかと考える。

<今井委員長>まちのあり方というか、構造の話。個人的な見解だが、ご意見の趣旨はともいいと思っている。条例の中に公共施設の条があるが、それ以前にまちの構造に触れる。ただ、具体的な取り組みとして、都市計画マスタープラン、地域別計画、立地適正化計画の取組があることは承知の上でということになる。

<近藤委員>焼津市の公共施設はかなり老朽化しているので、公共施設のマネジメントをやっている。あえて、公共施設の条文を変えなくても、マネジメントの方に任せればよいと思う。

<関副委員長>確かに将来のまちのあり方としてコンパクトシティを掲げることは重要と思うが、今の見直しに関する検討の中にコンパクトシティを目指すという言葉はそぐわないような気がします。

<今井委員長>コンパクトシティという言葉はおいておく。言い換えると都市の構造。都市構造の将来に向けてきちんと考えていく必要がありますよねという条を新設するという提案をするかどうか。…結論が出なそうですので、私が素案で論点を整理する。その上で皆さんに考えていただくことにする。

<今井委員長>第 30 条の条例の見直しについて。4 年を変えない期間ごとにとあるが、変化の速い時代にあって、1~2 年ごと、もっと頻繁に見直しをした方がいいというご意見についてはいかがか。

<関副委員長>変化の激しいときにあって、1~2 年で見直しができればいいのかもしれないが、私たちの任期が 2 年。推進委員会は予算上 1 年に 3 回しか開催できない。そうすると委員になった途端に見直しをしなければならない。新任の委員で、条例にあまり携わっていない人には無理があるのではないか。

<今井委員長>確かに推進委員は 2 年で変わってしまうから、その間に見直しに関わる委員と関わらない委員がいるのもおかしな話だとは思う。ただ、見直しイコール改正のことではない。運用状況の点検。これは少なくとも 2 年の任期の中で必ずやっていかなければならない。

<大石光委員>この意見については、条例全体の改正を1,2年でということではなくて、何か問題があった時、今の社会とそぐわなくなったときに、ある条文がその時々状況に合わせてそこだけ変えていくということ。そのためには問題提起があって初めて成り立ってくると思う。

<今井委員長>それは今の条文のままでも全く問題なくできる。4年を超えない期間ごとにとあるので、推進委員会の中でこの点が時代とそぐわなくなっていると議題としてあげていただければ検討できるということ。

<今井委員長>次の住民投票について。焼津市はあえて住民投票の項目を設けなかった。それは、市民会議の提案書の中で、焼津市のまちづくりの進め方は、市民同士による対話を基本とし、多数決の前に納得できる適切な選択肢を市民自ら選べるようにするという合意形成を丁寧にやっていくこととしたため。

6 市民集会条例について

- ・条例とする必要があるか、推進委員が意見を出し合った。

○自治基本条例から生まれる市民集会なので規則でよいのでは○市民集会は自由な空気の中でやりたいが条例にすると強制される感じ○条例にすればパブコメなどでPRできるので認知度を高めるには良いが自治基本条例と市民集会のバランスがどうか

⇒結論としては、市民集会の一定の成果を踏まえた明文化は必要だが、条例ではなく規則や要綱として定めることとする。作成過程で議会にも諮り、共につくっていくものとする。

<今井委員長>実践をもとにルールをつくる。なぜ条例かというと、まちづくり市民集会を議会と一緒にやってくれることになった。議会が絡むとなると、市長が決める規則ではなく、議会の議決を経る条例という形にすること、議会にも考えてもらうのが筋だということ。それから、実行委員会組織を明文化していく、市民集会で出た意見を活かしていくように努力する、ということを書いた条例案。いかがか。

<関副委員長>条例があって、条例の中で決められないことを別に定めるとなっているので、条例の組み立て方からすると、規則とか要綱ではないかと思う。条例にすると、条例の検討委員会も作ることになるし、パブコメもやることになるし、年数もかかる。オープンにすることなら、規則で十分。要綱であっても情報提供でオープンになる。現状では市民に条例の認知度が高まっていないと思うので、推進委員会としては条例の推進がまずやるべきことかと思っている。

<今井委員長>平成 26 年度からまちづくり市民集会をやってきた実践の経験をもとに、使える条例をつくるという考え方。市長が議会を通さずに定める規則や要綱で、議会のことに触れることが正しいのかどうかを考えた時に、共有のルールとして定めるには条例として定めるべきと考える。議会も審議の機会を持つのが不可欠ではないか。

<関副委員長>焼津市の状況として議会が非常に協力的。その中で、あえて議会と論議する必要があるのか。もう一つは、条例をつくるとなると推進委員会として考えることとなるが非常に荷が重いこと。なり手がなくなるのではないか。実行委員会にしても苦勞しているのは、やってくれる人が少ないこと。この先、年 1 回開こうとしている市民集会が継続できるのか危惧を持っている。

<近藤委員>確かに荷は重い。推進委員会以外に検討する委員をつくるにしても、推進委員会でやるにしても荷は重い。無理ではないか。

<岡本委員>自治基本条例の中から生まれてくる市民集会だから、条例にまでしなくても規則でいいと思う。

<古川委員>こういう形で文章化していくことは必要。ただ、市民集会は自由な空気で比較的全民ワイワイ集まって話をしようという雰囲気だったが、条例という言葉で「やらなければ」というイメージを持ってしまう。要綱くらいで、作成の過程で議員にも諮りながら進めていくという方法もあるかと思う。

<大石光委員>条例という形に縛られず、柔軟な形でやればいいのかと思う。

<大石智委員>条例にしなかった場合のデメリットがまだよくわからない。

<今井委員長>条例にしないデメリットというよりは、条例にすることによる積極的なメリットを考えた。

<大石智委員>条例は全部横並びという話があった。自治基本条例と市民集会の条例が横並びということが、バランスとしてどうか。

<今井委員長>概念で言うと自治基本条例は土台。土台の上で様々な活動が行われている。土台の上に市民集会条例というものを芽生えさせるイメージ。

<大石智委員>認知度を高めるという意味では条例にしてもいいと思うが、焼津市の条例の他の事例も含めてバランスを取る必要もあるかと思う。

<今井委員長>皆さんの議論を聞いて、一定の成果を踏まえた明文化はあるべきだと思っている。それは、条例という形ではなく規則とか要綱という形にして、ただし、議会も絡むことなので、決める前に議会にも相談し、必要があれば修正するという過程も含めて、推進委員会として提案するというところでどうか。まちづくり市民集会実施規則（仮）をつくりませんかという提案。

(同意)

<事務局>次回の会議は1月下旬から2月上旬の開催を予定している。開催日が決まり次第、委員の皆様には通知する。